

公平委員会規則第5号
令和4年3月30日

砂川市公平委員会申請書等の押印の省略に関する規則をここに公布する。

砂川地区公平委員会
委員長 西田 一 男

(別 紙)

砂川市公平委員会申請書等の押印の省略に関する規則

砂川市公平委員会に提出する申請書等への押印の省略に関しては、砂川市申請書等の押印の省略に関する規則（令和4年規則第10号）の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。